

明治大学校友会会則（紫紺会部分抜粋）

第9章 紫紺会

第47条 職域、学部同窓会、クラス会、体育会やサークルにおけるOB・OG会等の卒業生が組織する団体で、大学支援や校友相互の親睦・支援等の目的をもって組織が形成され、「紫紺会に関する規程」により公認された団体を紫紺会とする。

2 支部に所属することを希望する紫紺会は、校友会長及びその活動拠点となる支部長の承認を得て、その支部に所属することができるものとする。なお、地域支部の所属については、校友会長及びその活動拠点となる地域支部長の承認を得ることとする。